

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和二年十月二十七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「公営企業管理者等」を「公営企業管理者又はこれに置かれる機関（以下「公営企業管理者等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。